○中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件（同一二一）　一五九
○中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一二二）
○確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一二三）
○補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件（同一二四）　一六〇
○雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一二五）　一六五
○厚生労働科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件（同一二六）　一八九
○確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件（同一二七）　一九一
○確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件（同一二八）　一九二
○厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件（同一二九）　一九二
○厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件（同一三〇）　一九三
○厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件（同一三一）　一九四
○厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件（同一三二）
○職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示の一部を改正する件（同一三三）
○健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一三四）　一九四
○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の規定に基づき平成二十二年度の単位掛金額を定める件（同一三五）
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（同一三六）　一九五
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件（同一三七）
○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（同一三八）
○高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示（同一三九）　一九七
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（同一四〇）
○トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは同令第五条に定める加硫剤、接着剤（動植物系のものを除く。）、塗料（水系塗料を除く。）、洗浄剤（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針（**厚生労働・経済産業・環境**四）　二〇〇
○クリーニング営業者に係るテトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める洗浄剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針（**同**五）　二〇〇
○トリフェニルスズ化合物の環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針（同六）　二〇二
○トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針（同七）　二〇四
○トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（同八）　二〇五
○トリフェニルスズ化合物の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（同九）　二〇六
○トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（同一〇）
○新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第四条の六第一項の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機、同項の届出等及び同令第五条第一項の申出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準、同令第四条の六第二項第三号及び第五条第二項第三号の電子証明書並びに同条第一項の事項の入力方法等に関する告示（同一一）　二〇七
○農薬取締法第十四条第三項の規定に基づき、農薬中に含まれるダイオキシン類の検査方法を定める件の一部を改正する件（**農林水産**五三七）
○種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件（同五三八）　二〇八
○森林法の規定に基づき、森林計画区を定める件の一部を改正する件（同五三九）
○平成二十二年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（同五四〇）　二一三
○電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準に関する告示を定める件（**経済産業**七一）　二一四
○経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十条第一項の届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準及び第二十条第二項第三号の電子証明書等に関する告示（同七二）　二一九
○自転車競技法施行規則第十六条第一項第一号、第三号及び第五号ただし書の規定に基づき、一競輪場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一競輪施行者当たりの年間開催回数を定めた件（同七三）

（以下次のページへ続く）